

奈良県広域消防組合地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



令和6年3月

奈良県広域消防組合

目 次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 計画の対象とする温室効果ガスの種類	
(4) 基準年度、計画期間	
(5) 関連計画との位置付け	
3. 基準年度における二酸化炭素 (CO ₂) の排出状況	4
(1) 二酸化炭素 (CO ₂) 総排出量	
(2) エネルギー種類別の二酸化炭素 (CO ₂) の排出量	
(3) 対象施設別の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	
4. 二酸化炭素 (CO ₂) の排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 二酸化炭素 (CO ₂) 排出量の削減目標	
5. 削減目標達成に向けた取り組み	9
(1) 取り組みの基本方針	
(2) 具体的な取り組み内容	
6. 実行計画の推進及び進捗状況の公表	12
(1) 実行計画の推進	
(2) 評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。地球温暖化対策推進法により、すべての地方公共団体が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016年（平成28年5月13日）には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。地球温暖化対策計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらに、2020年（令和2年）10月、政府は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年（令和3年）5月には、改正地球温暖化対策推進法が成立し、法の基本理念に「2050年脱炭素社会の実現」が位置付けられました。

また、2021年（令和3年10月22日）には、前回の閣議決定から5年ぶりに地球温暖化対策計画の改訂が行われました。改訂された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策に着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減を目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことが掲げられました。

このような状況を踏まえ、奈良県広域消防組合（以下「当組合」という。）では、2024年度（令和6年度）を始期とした奈良県広域消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、今後温室効果ガス排出量の削減に向けさまざまな取り組みを行い、地球温暖化の防止に向けた対策を推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

奈良県広域消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「実行計画」という。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当組合が実施している事務及び事業に関し、省資源・省エネ化、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

●地球温暖化対策推進法 第21条(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 略

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない

(2) 対象とする範囲

本実行計画の対象範囲は、当組合の全ての事務事業とし、対象施設の詳細は次のとおりです。

※消防本部と橿原消防署は併設のため1施設とする。

施設名	住所
消防本部・橿原消防署	橿原市慈明寺町149番地の3
橿原消防署北出張所	橿原市豊田町402番地
橿原消防署東出張所	橿原市小房町9番23号
救急ワークステーション	橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学付属病院内
天理消防署	天理市富堂町10番地3
天理消防署東出張所	天理市福住町4792番地26
磯城消防署	磯城郡田原本町八尾72番地
山添消防署	山辺郡山添村大西942番地の5
桜井消防署	桜井市上之庄町327番地

施設名	住所
桜井消防署東出張所	桜井市吉隠 340 番地の 1
五條消防署	五條市今井 4 丁目 3 番 23 号
五條消防署大塔分署	五條市大塔町辻堂 41 番地
五條消防署十津川分署	吉野郡十津川村折立 200 番 1
五條消防署西吉野救急出張所	五條市西吉野町城戸 26 番地 5 号
大和郡山消防署	大和郡山市本庄町 300 番地
西和消防署	北葛城郡王寺町王寺 1 丁目 1 番 3 号
西和消防署北分署	北葛城郡平群町梨本 376 番地
西和消防署東分署	生駒郡安堵町東安堵番条垣内 957 番地
西和消防署南分署	北葛城郡上牧町桜ヶ丘 2 丁目 20 番地の 1
宇陀消防署	宇陀市榛原荻原 1230 番地
宇陀消防署北分署	宇陀市室生大野 2423 番地の 1
宇陀消防署東分署	宇陀郡御杖村土屋原 1613 番地
宇陀消防署南分署	宇陀市大宇陀守道 44 番地の 4
葛城消防署	葛城市中戸 475 番地
吉野消防署	吉野郡吉野町宮滝 17 番地の 1
吉野消防署北山分署	吉野郡下北山村下池原 67 番地 1
高田消防署	大和高田市大中 19 番地の 7
高田消防署東出張所	大和高田市東雲町 6 番 5 号
高田消防署南出張所	大和高田市出 226 番地の 1
御所消防署	御所市蛇穴 250 番地の 1
高市消防署	高市郡高取町観覚寺 614 番地
大淀消防署	吉野郡大淀町土田 187 番地
下市消防署	吉野郡下市町善城 152 番地
下市消防署黒滝分署	吉野郡黒滝村寺戸 228 番地の 1
下市消防署天川分署	吉野郡天川村中谷 125 番地の 1
香芝消防署	香芝市本町 1462 番地
広陵消防署	北葛城郡広陵町疋相 374 番地の 1
野迫川分署	吉野郡野迫川村北股 34 番地

(3) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる以下 7 種類（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃））の

うち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

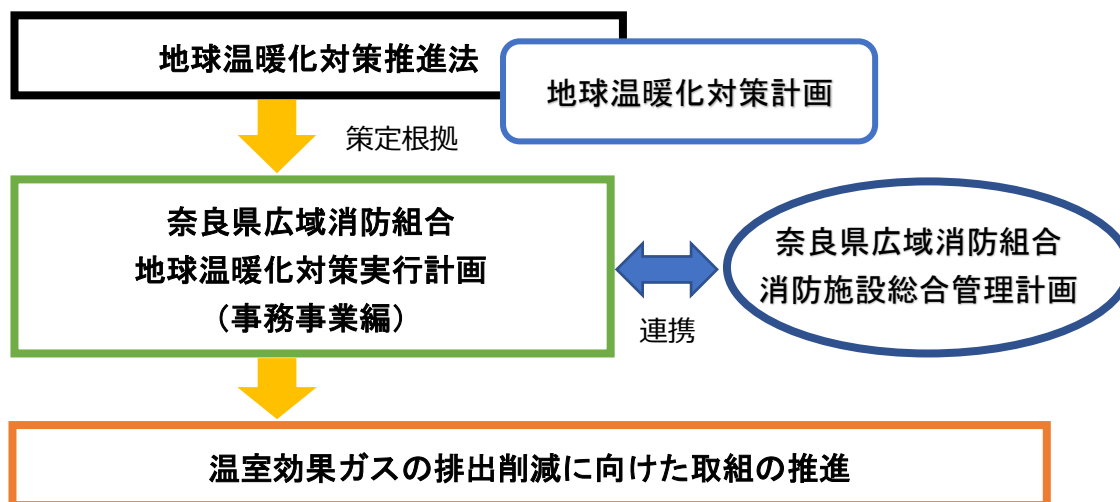
（４）基準年度、計画期間

基準年度を 2022 年度とし、2024 年度から 2030 年度末までの 7 年間を計画期間とします。また、実行計画の実施状況や地球温暖化対策における国内外の動向を鑑み、必要に応じて見直すこととします。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、独自に設定する年度をいう。

（５）関連計画との位置付け

実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づき策定するほか、奈良県広域消防組合消防施設総合管理計画（2019 年 2 月策定）等、関連する様々な計画との連携を図ります。



実行計画の位置付け

3. 基準年度における二酸化炭素（CO₂）の排出状況

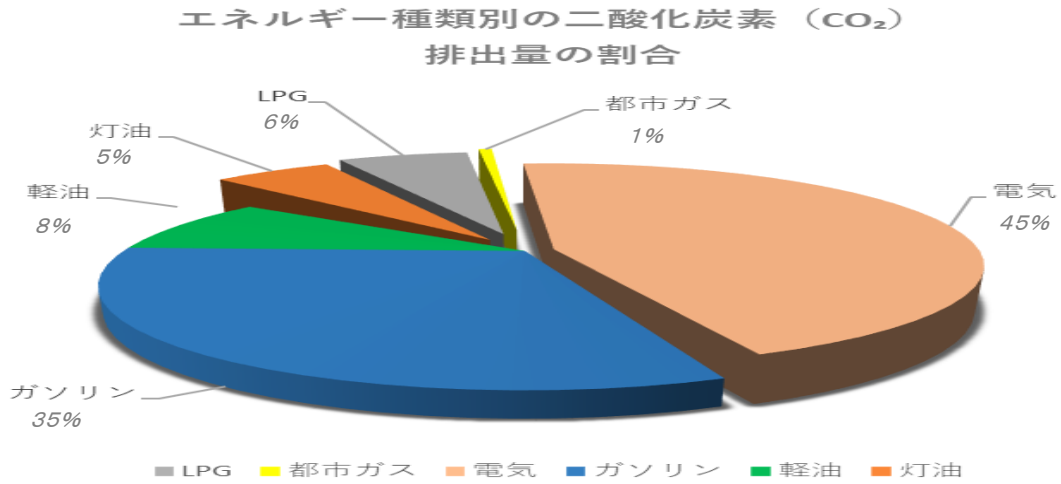
（１）二酸化炭素（CO₂）の総排出量

当組合が使用しているエネルギーの消費量から計画対象とする二酸化炭素（CO₂）排出量を算出したところ、基準年度である 2022 年度において、2,619.42 t - CO₂ となっています。

なお、救急ワークステーションは奈良県立医科大学附属病院内に、五條消防署大塔分署については五條市が管理する大塔支所内にあることから、これらの施設に係る電気・ガスは個別使用量の積算ができないため、二酸化炭素（CO₂）排出量の算出を除外し、以下に示す数値（エネルギー種類別及び対象施設別の二酸化炭素（CO₂）排出量）についても同様に除外します。

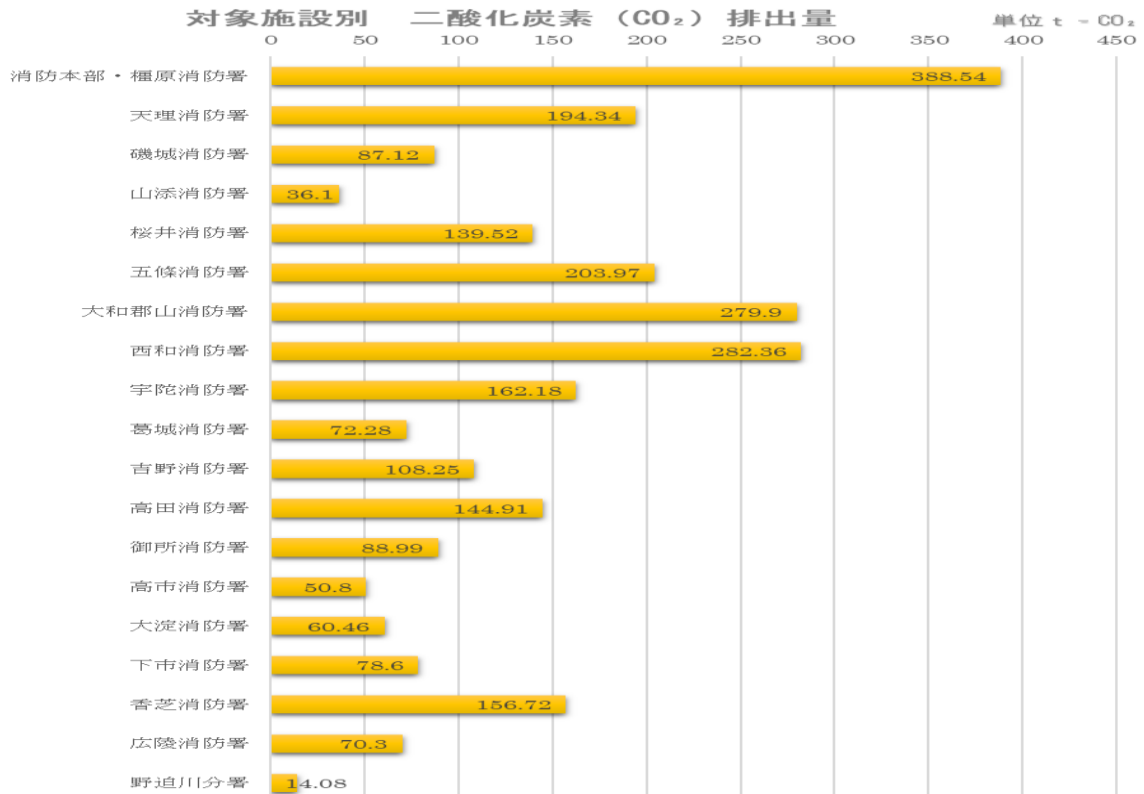
(2) エネルギー種類別の二酸化炭素 (CO₂) の排出量

当組合での二酸化炭素 (CO₂) 排出量をエネルギー種類別で見ると、電気が最も多く全体の約 45% (1165.33 t - CO₂) を占め、次いで自動車等の燃料であるガソリンと軽油を合わせた割合が約 43% (1148.84 t - CO₂)、ボイラー等の燃料である灯油と LPG・都市ガスを合わせた割合が約 12% (305.25 t - CO₂) となっています。



(3) 対象施設別の二酸化炭素 (CO₂) 排出量

対象施設 (消防署単位で表す) が使用しているエネルギー消費に伴う二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、基準年度である 2022 年度において以下の表のとおりでした。



署別 月次排出量

施設名	二酸化炭素排出量 t-CO ₂												小計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
消防本部・橿原消防署 (橿原消防署北出張所) (橿原消防署東出張所)	30.72	28.17	29.80	31.88	34.95	33.00	31.15	30.95	33.22	35.07	36.92	32.71	388.54
天理消防署 (天理消防署東出張所)	15.45	12.67	12.46	14.03	18.54	17.43	14.62	12.98	16.81	21.30	19.76	18.29	194.34
磯城消防署	6.88	5.80	4.74	7.52	8.63	7.18	6.46	6.27	8.12	9.99	8.25	7.28	87.12
山添消防署	3.62	2.67	3.04	2.29	2.76	2.72	2.32	2.61	3.59	3.46	3.40	3.62	36.10
桜井消防署 (桜井消防署東出張所)	10.21	8.49	9.52	13.21	14.31	12.75	9.95	9.83	13.72	13.93	12.74	10.86	139.52
五條消防署 (五條消防署十津川分署) (五條消防署西吉野救急出張所)	16.32	14.39	12.91	13.17	17.79	17.67	14.28	14.66	18.29	23.06	22.66	18.77	203.97
大和郡山消防署	15.88	12.59	20.40	31.04	38.64	29.46	22.22	19.84	25.82	24.36	22.78	16.88	279.90
西和消防署 (西和消防署北分署) (西和消防署東分署) (西和消防署南分署)	20.57	19.24	19.19	23.83	27.49	24.20	19.78	20.63	26.49	29.89	27.31	23.74	282.36
宇陀消防署 (宇陀消防署北分署) (宇陀消防署東分署) (宇陀消防署南分署)	14.32	12.76	10.37	11.97	13.79	11.99	11.57	11.90	15.53	16.58	15.67	15.73	162.18
葛城消防署	5.23	4.82	4.47	6.09	8.11	5.54	4.87	4.50	7.23	8.32	7.03	6.07	72.28
吉野消防署 (吉野消防署北山分署)	9.04	7.22	8.02	8.26	9.96	8.55	7.59	7.77	10.07	11.44	11.21	9.12	108.25
高田消防署 (高田消防署東出張所) (高田消防署南出張所)	11.56	10.53	9.74	11.89	12.28	12.87	11.11	9.79	13.90	15.46	12.85	12.93	144.91
御所消防署	7.36	6.28	5.02	6.70	8.51	7.39	7.09	5.96	8.37	9.82	8.71	7.78	88.99
高市消防署	3.94	3.48	3.39	4.31	4.84	3.47	3.29	3.91	4.84	5.84	5.32	4.18	50.80
大淀消防署	4.45	4.12	4.08	4.45	5.73	4.66	4.90	4.09	5.39	6.84	6.25	5.50	60.46
下市消防署 (下市消防署黒滝分署) (下市消防署天川分署)	6.32	5.09	5.08	5.11	7.05	5.05	6.06	5.55	8.89	8.66	8.29	7.45	78.60
香芝消防署	12.28	9.06	11.98	13.40	14.66	13.38	10.50	11.96	14.33	16.15	15.57	13.45	156.72
広陵消防署	4.66	4.17	5.10	6.80	7.76	6.04	4.67	5.43	6.99	7.29	6.42	4.98	70.30
野迫川分署	1.10	0.90	0.99	0.70	1.10	0.98	0.80	0.80	1.61	1.77	1.63	1.69	14.08
合 計	199.89	172.45	180.29	216.64	256.90	224.33	193.23	189.41	243.23	269.23	252.77	221.04	2,619.42

4. 二酸化炭素 (CO₂) の排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

当組合の実行計画の温室効果ガス総排気量の削減目標は、消防機関という特殊性※1から削減困難なエネルギーがあることを踏まえて設定します。

また、当組合の基準年度におけるエネルギー種類別の二酸化炭素排出割合の結果、電気、ガス（LPG・都市ガス）及び灯油（以下「施設エネルギー」という）の使用による二酸化炭素の排出量が全体の約 57%を占めているため、施設エネルギーの使用量削減を重点課題と位置付けます。施設エネルギー消費に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量は、基準年度である 2022 年度において 1,470.58 t - CO₂（以下の表参照）となっています。この数値を実行計画における基準値とします。（前述の理由から救急ワークステーション及び五條消防署大塔分署（以下「救急WS等」という。）に係る電気・ガスは基準値から除外。）

※1 当組合において、ガソリンと軽油はすべて、車両と資機材の燃料として使用され、消防法第1条の目的（以下「目的」という。）のためには欠くことができないものです。火災や災害、救急事案の発生件数や活動時間等については当組合の意図しない範疇であること、目的のためには訓練や日常業務を削減することができないことから、災害関連活動に際し、ガソリンと軽油に由来する二酸化炭素の排出量削減の算定対象からは基本的に除外するものとしますが、後述記載の削減に向けた各種取り組みに努めることとします。

施設名	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)				割合
	灯油	電気	ガス (LPG・都市ガス)	小計	
消防本部・榎原消防署 (榎原消防署北出張所) (榎原消防署東出張所)	0.00	200.74	25.22	225.96	15.37%
天理消防署 (天理消防署東出張所)	1.44	127.55	0.70	129.69	8.82%
磯城消防署	0.00	28.77	9.66	38.43	2.61%
山添消防署	0.00	15.91	4.11	20.02	1.36%
桜井消防署 (桜井消防署東出張所)	4.14	57.75	3.67	65.56	4.46%
五條消防署 (五條消防署十津川分署) (五條消防署西吉野救急出張所)	1.60	108.03	4.49	114.12	7.76%
大和郡山消防署	73.99	93.89	28.50	196.38	13.35%
西和消防署 (西和消防署北分署) (西和消防署東分署) (西和消防署南分署)	0.23	118.30	25.39	143.92	9.79%
宇陀消防署 (宇陀消防署北分署) (宇陀消防署東分署) (宇陀消防署南分署)	1.46	64.23	22.62	88.31	6.01%
葛城消防署	4.00	31.90	0.92	36.82	2.50%
吉野消防署 (吉野消防署北山分署)	10.55	47.23	1.20	58.98	4.01%
高田消防署 (高田消防署東出張所) (高田消防署南出張所)	2.88	54.25	9.42	66.55	4.53%
御所消防署	1.05	34.81	7.54	43.40	2.95%
高市消防署	0.49	19.85	8.54	28.88	1.96%
大淀消防署	0.95	25.00	6.35	32.30	2.20%
下市消防署 (下市消防署黒滝分署) (下市消防署天川分署)	13.35	32.15	0.45	45.95	3.12%
香芝消防署	21.41	74.17	2.61	98.19	6.68%
広陵消防署	0.00	23.59	4.76	28.35	1.93%
野迫川分署	1.56	7.21	0.00	8.77	0.60%
合 計	139.10	1,165.33	166.15	1,470.58	100.00%

(2) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の削減目標

国の地球温暖化計画の中期目標では目標年度である 2030 年度に、基準年度の 2013 年度比で 50%削減することを目標としており、基準年度から 17 年間で 50%削減、1 年あたり約 3.0%の削減率となります。当組合の実行計画開始年度 (2024 年度) から目標年度までの計画期間は 7 年間であることから、基準年度である 2022 年度比で二酸化炭素排出量を 2030 年度までに 21%の削減を目標とします。【毎年 3.0%減】

なお、前述のとおり、消防業務の特殊性から出動車両などの大幅な燃料 (ガソリン、軽油) (以下「車両燃料」という。) 削減が見込めないため、達成が困難であることを踏まえ、当組合では、施設エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量の削減を中心目標とします。

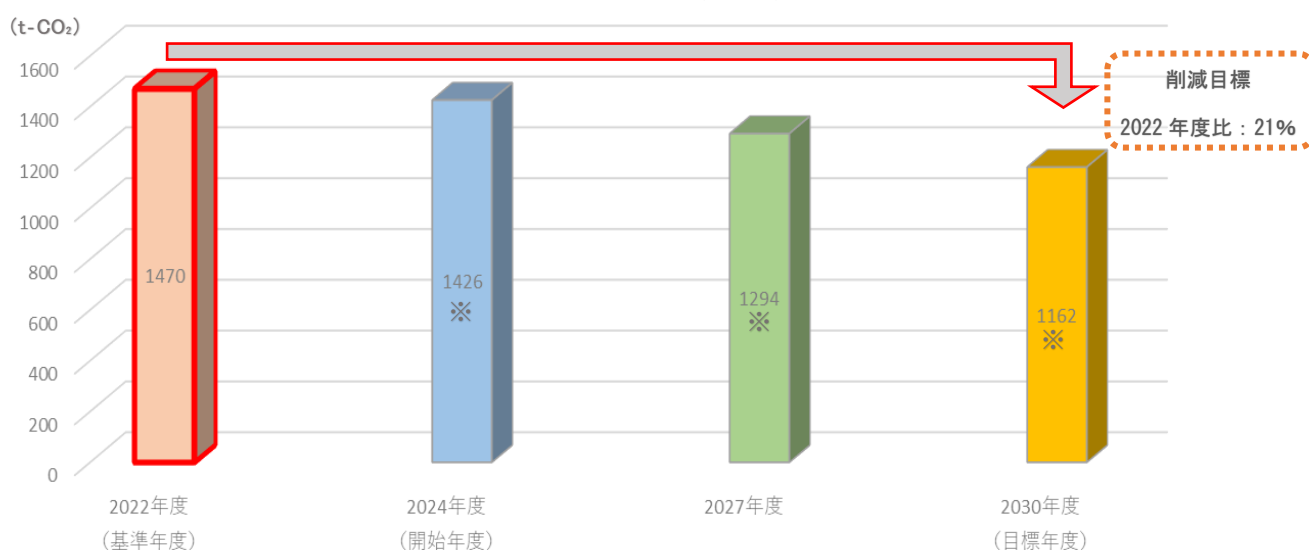
また、当組合の対象施設は築 30 年以上の建築物が多数あり、省エネルギー対策の建築設備が未整備である状況の中、計画の当初はソフト面 (人的要素) での削減に取り組むとし、以後、奈良県広域消防組合消防施設総合管理計画と連携を図り、ハード面 (高効率照明等の改修) の整備状況を鑑み、必要に応じて削減目標値の見直しを行います。

(施設エネルギー削減目標)

区 分	基準年度 (2022 年度)	削減目標	目標年度 (2030 年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	1470 t - CO ₂	21%	1162 t - CO ₂

※基準年度の実績値を端数処理しております。

施設エネルギー 二酸化炭素 (CO₂) 排出量削減目標



※年度末時の目標数値を示す

5. 削減目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

実行計画の二酸化炭素（CO₂）排出量の削減目標を達成するため、当組合の施設エネルギーの使用に伴う、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を重点課題と位置付けるほか、ごみの削減及び設備の更新等による、省資源・省エネ化に取り組みます。そして、職員一人一人が地球環境問題の重要性を認識させる意識啓発を進め、省資源・省エネ化の取り組みを定着させます。（救急WS等に係る電気・ガスを目標設定の基準値から除外しておりますが、削減に向けた取り組む対象施設は、実行計画「1. 基本的事項（2）対象とする範囲」に示す当組合の全施設とします。）

また、達成が困難であることから数値目標より除外した、消防業務に伴う車両燃料の削減については、後述のとおり排出量削減に向けた取り組みを行います。

(2) 具体的な取り組み内容

取り組み項目は以下のとおりとします。

- | | |
|-------------|------------------|
| ①電気使用量の削減 | ②施設設備等の更新 |
| ③施設整備等の運用改善 | ④ガス・水道使用量の削減 |
| ⑤用紙類の使用量の削減 | ⑥廃棄物の減量とリサイクルの推進 |
| ⑦車両燃料使用量の削減 | |

①電気使用量の削減

【組織の取り組み】

- 業務の効率化を図り、残業の削減に努める。
- 隔日勤務者の仮眠時間帯（22時～5時（執務時間を除く））の事務作業を減らす。
- 消防職員としての身だしなみを意識しつつ、クールビズ及びウォームビズを励行し、空調設備の使用節約に努める。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛ける。
- 節電機能のある機器を使用する際には、省エネ設定を行う。
- 職員等不在箇所における照明の点灯及び空調設備の稼働を禁止する。
（サーバー室、通信指令センター等必要と認められる箇所を除く。）
- 節電対策や業務効率向上を目的とした事務室の「ワンフロア化」を検討する。

【職員の具体的な取り組み】

- 昼休みなどにおいて業務に支障のない範囲で不要な照明を消灯する。
- 業務に支障がない程度に照明の間引き点灯を行う。
- 特別な事情がある場合を除きエレベーターの使用を控える。
- 使用頻度の少ない機器は、コンセントを外して待機電力を抑制する。
- パソコンの電源をこまめに切る。

②施設設備等の更新

当組合の事務事業に伴う、二酸化炭素（CO₂）の排出量のうち、施設におけるエネルギー使用が多くを占めます。そのため、新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、費用対効果などを勘案し、適正な更新時期に行うとともに、設備機器の選定には、二酸化炭素（CO₂）の排出量削減につながる効率的な設備機器等の優先的な導入に努めます。

【組織の取り組み】

- 老朽化した空調機器に関しては、省エネタイプの機器への更新を積極的に導入する。
- 施設の利用実態に合わせて、施設エネルギー使用の合理化が図れる設備の導入を検討する。
- 消費電力の少ない照明器具（LED）を推進する。
- グリーン購入の要素を踏まえた設備の導入を検討する。
- 施設の大規模改修時には、複層ガラスなどの導入を検討し、施設の断熱化に努める。

③施設整備等の運用改善

当組合には、竣工から年数が経過した庁舎・設備があり、老朽化が進んでいます。空調・熱源設備のメンテナンスを適切に実施することで、機器・設備の効率を向上させ、エネルギー使用の低減を図ります。

【組織の取り組み】

- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させる。

④ガス・水道使用量の削減

【組織の取り組み】

- 水圧の調整や節水器具の取付けを検討する。

【職員の具体的な取り組み】

- 水道を使用する際は、水の流しっ放しにすることなく、こまめに蛇口を閉める。
- 公用車の洗車時には、バケツの使用、ホースの手元制御弁などにより節水に努める。
- 給湯機器は、適正な温度を設定する。

⑤用紙類の使用量の削減

【組織の取り組み】

- 研修会、会議の開催はパソコン機器を使用したプレゼンテーション形式を採用するなど、資料の簡素化を図る。
- 庁内LANを活用し、ペーパーレス化を推進する。
- 各種広報用印刷物の数量を十分に検討し、印刷物の削減に努める。
- 電子申請に対応したシステム、電子機器の導入
- DX推進による用紙類の削減

【職員の具体的な取り組み】

- 文書、資料等を簡素化し作成部数を最小限にする。
- 可能な限り、両面印刷・両面コピーに心がける。
- コピー機やプリンターの設定をよく確認し、ミスコピーやミスプリントをしないように注意する。

⑥廃棄物の減量とリサイクルの推進

【組織の取り組み】

- グリーン購入の促進（再生紙の導入、環境にやさしい事務用品の導入）
- DX推進による消耗品の削減

【職員の具体的な取り組み】

- 備品等は大切に扱い、可能な限り長寿命化を図る。
- 添付書類の削減に努める。
- 3R（リユース：再利用、リデュース：発生抑制、リサイクル：再生利用）に努める。
- 分別収集を徹底する。

⑦車両燃料使用量の削減

【組織の取り組み】

- タイヤの空気圧などの適正管理を行い、車両整備に努める。
- 車両購入時は、できる限り環境への負荷の少ないもの（EV車等）に努める。
- 消火活動の効率化（効率化により現場活動時間が短縮され、車両燃料の消費軽減に繋がる）
- DX推進によるWeb会議やWeb研修を行い、移動にかかる燃料の削減に努める。

【職員の具体的な取り組み】

- アイドリングストップ（緊急時を除く）を徹底する。
- 急発信・急ブレーキなどに注意し、燃費の良い運転を心がける。

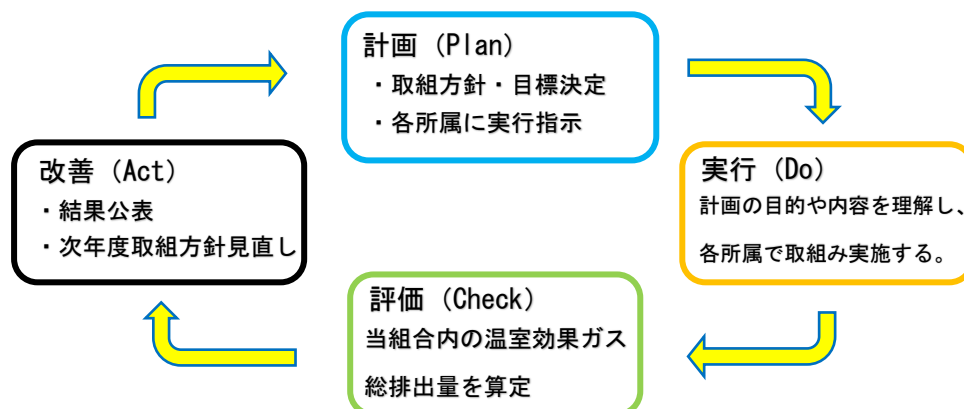
6. 実行計画の推進及び進捗状況の公表

(1) 実行計画の推進

当組合では、職員が一丸となり、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に向けた行動をとっていきます。実行計画の実施状況を把握するために、施設ごとの各エネルギーの使用量等の調査を行い、二酸化炭素（CO₂）の排出量を算定します。その結果を全職員へフィードバックし、二酸化炭素（CO₂）排出量の効果的な削減に向けた取り組みを継続して行っていきます。

(2) 評価・見直し体制

本実行計画は、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）の4段階を繰り返し、評価及び持続的・発展的な改善を行い、計画の効果的な運用を図ります。



毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第15項の規定に基づき、実行計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回当組合ホームページ上により公表します。

●地球温暖化対策推進法 第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条

1～14 略

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体 実行計画に基づく措置及び背策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。